

大阪府市統合本部 A項目・B項目の基本的方向性と取組みの進捗状況

経営形態の見直し検討項目（A項目）

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
地下鉄	○上下一体で民営化 ○当面の経営改善方策の実施	○民営化移行（27年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市交通局に民営化推進室を設置（8月） ・地下鉄事業民営化基本方針（素案）を策定（12月） ・議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、同基本方針（案）を策定（2月予定） ・第1次終発延長の実施（年度内） <p><議案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例（市） 	<ul style="list-style-type: none"> ○民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> ・民営化に関する業務の本格実施（新会社に承継する資産等の額を確定するための財務デューデリジェンス、システムの改修、会社設立手続きの確認等） ・国その他の関係機関、金融機関との調整・交渉 ・民間鉄道事業者との調整を経て、第2次終発延長の実施 ・その他サービス向上策の順次実施 	9
バス	○地下鉄事業とは完全分離して運営、かつ民営化 ○民営化に向けて、路線譲渡及び管理委託の拡大を図る ○当面の経営改善方策の実施	○民間バス事業者による運行（26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市交通局に民営化推進室を設置（8月） ・バス事業民営化基本方針（素案）を策定（12月） ・議会での議論、市民・お客さまのご意見を踏まえて、同基本方針（案）を策定（2月予定） <p><議案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例（市） 	<ul style="list-style-type: none"> ○民営化関連 <ul style="list-style-type: none"> 事業性のある路線、地域サービス系路線について、 ・バス事業民営化基本方針に基づく具体的実務の実施 事業者の公募（4月） 事業者の決定（7月） ・区長会から要請のあった路線について、平成25年度の一年間は運行に必要な経費に対する財政措置がなされることを前提に交通局が運行 	10
水道	○市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進める ○市水道局は合理化策や経営改善策を策定、実行	○市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議（統合協議中のため詳細未定）	<ul style="list-style-type: none"> ・市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議 43市町村首長会議（8月）、第3回水道事業統合検討委員会（10月） 第4回水道事業統合検討委員会及び43市町村首長会議開催予定（2月） 各市町村議会において統合検討状況を報告予定（3月） ・市水道局の合理化策、経営改善策 スリム化案を策定し、検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ○統合協議 引き続き市水道局と大阪広域水道企業団との統合協議を進め、各市町村議会に関連議案を提出する ○市水道局の合理化策・経営改善策 市水道局の合理化策や経営改善策について、引き続き検討 	11
一般廃棄物	○収集輸送事業：受皿組織に現業職員を移管、民間委託を拡大し完全民間化	○新会社の設立、現業職員の移管（26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態に係るPT」を市に設置（8月） ・潜在的な市場参加者に対する「マーケット・サウンディング」の結果を公表（12月） ・「経営形態の変更に係る方針（素案）」を公表（1月） ・議会での議論を踏まえて、方針の決定（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○新会社の設立主体となる事業者の公募に向けた具体的な制度設計（公募要項等の作成に向けた調査等にかかる業務委託）の実施 事業者の公募（11月） 事業者の決定（2月） 	12
	○焼却処理事業：工場稼働体制の見直し、民間運営や民間委託推進、当面はブロック単位での処理体制（一部事務組合）の構築	○一部事務組合へ移行（26年7月）	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ処理広域化大阪ブロック会議」を開催（8月） ・大阪ブロック（大阪市、八尾市、松原市）の担当部局で、組合設立に向けた確認書締結（12月） ・森之宮工場停止（年度内） 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部事務組合設立準備委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合の詳細（組合議会、組合組織、勤務条件等）について協議 ・規約案や条例案の作成 ・設立申請等の手続き ・設立準備として、システム開発業務等の委託 	
消防	○法制度での対応（新たな大都市に応じた消防制度の創設など） ○現行制度内での一元化の推進（消防学校の組織統合など） ○通常消防力の最適化の促進（水平連携の強化）	<ul style="list-style-type: none"> ○消防学校組織統合（26年度） ○新たな大都市にふさわしい消防の姿を目指して消防制度（法整備等）を確立（27年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度内での一元化の推進 府立消防学校で初任教育を一本化する方針を決定 府下消防長会を通じて新たな学校教育のカリキュラム案作成 ・府内消防本部の組合化や水平連携の支援 泉州南消防組合の設立（25年度業務開始） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイパーレスキュー隊 あり方や運営方法等の検討 ○教育・訓練 府・大阪市消防学校の一体的運用 ○通信指令 市町村消防の取組みを促進 ○通常消防業務 ブロックで広域化 	13

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
病院	○市立住吉市民病院の小児・周産期医療の機能を府立急性期・総合医療センターへ機能統合	○住吉母子医療センター（仮称）の整備 竣工（27年度） 供用（28年度）	・府市共同で検討体制立上げ（7月） ・住吉母子医療センター（仮称）の基本計画原案を策定（11月） ＜議案＞ ・市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正（市） ・助産師養成施設条例の廃止（市）	○基本設計、実施設計及び付帯工事	14
	○新たな大都市制度移行時に、地方独立行政法人大阪病院機構（仮称）を設立、府市病院を一体的に運営	○法改正を前提に、府立病院機構を非公務員型に移行（26年度） ○市民病院を地方独立行政法人化（非公務員型）（26年度） ○府市病院の地方独立行政法人統合（27年度）	・市民病院独法化に向け、コンサルトと移行支援業務委託契約締結（10月） ・府市病院双方において、非公務員型の地独法化に向けた手続きや法的課題について精査	○府市病院の経営統合 ・市民病院独法化に向けた定款及び中期目標・中期計画等の策定 ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	
	○府域全体の医療資源の有効活用（⇒今後の検討課題）	○「大阪府市医療戦略会議」の検討結果を踏まえ、医療資源の有効活用を図る		○今後、府市両議会の承認を得て設置する「大阪府市医療戦略会議」の検討状況を参考にしながら、公立病院の広域医療・地域医療のあり方について検討予定	
弘済院	○附属病院・第2特養直営廃止、民間移譲 ○第1特養指定管理期間満了後、民間移譲を検討 ○養護老人ホーム廃止決定済（27年度） （認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点を民間の運営主体により整備する観点から、必要な条件を付して公募により運営主体を選考する。）	○附属病院、第1特養、第2特養の民間移譲（27年度） ○養護老人ホームの廃止（27年度予定）	・関係各方面への説明、事前協議 ・コンサルティング業務委託契約を締結、市場調査に着手 ・土地調査（測量・境界確定等）を実施	○病院・特養の民間委譲に向けて ・プロポーザル公募の準備・実施 ・企画提案審査・価格提案審査等の実施 ・大規模開発協議・環境影響評価、地元協議・調整 ・土地の基礎調査継続、不動産鑑定業務等	15
港湾	○「新港務局」として府市の港湾管理者を統合	○「新港務局」設立（26年度） ※最速スケジュール ○大阪湾港務局設立[4港湾管理者一元化]（27年度以降）	・法制度改正：改正案を作成し、府市共同で国交省や近畿地方整備局と協議（8・9・10・11・1月） ・「新港務局」の制度検討：新組織設立に向けた準備等（財産整理・評価や事業整理に関する検討、予算の整理）、債務・人員の整理、国交省などとの調整 ・物流以外の業務（海岸事業など）を行う執行体制の検討：物流以外の業務・債務・人員の整理	○法制度改正 ・法改正協議（関係省庁）→所要の法制度改正 ○「新港務局」制度の構築 ・新組織設立に向けた準備等（事務局組織、システム検討、委員の選任、財産の確定、会計など） ・債務・人員の整理 ・国交省などの国及び沿岸市町等との調整 ○物流以外の業務を行う執行体制の構築 ・物流以外の業務・債務・人員の整理	16
大学	○公立大学のあり方について将来ビジョンを策定 ○市大改革の推進、府大改革の着実な実施 ○法人統合に向けた組織改革の推進	○大学法人の統合（27年度） ○新大学スタート（28年度）	・新大学構想会議でとりまとめた「新大学構想＜提言＞」を府市に提出（1月） ・法改正に向けた国（総務省・文科省）との意見交換 ・市大法人ガバナンス改革を順次実施	○新大学のあり方検討 ・府市において、提言に基づく新大学ビジョン（案）を策定し、パブリックコメントを実施 ・新大学ビジョン（案）を踏まえた具体的な「新大学案」を新大学タスクフォースで検討、作成 ○法人統合に向けた組織改革 ・理事長、学長分離に向けた定款変更 ・法人事務局の共同推進体制に係る事前準備 ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	17

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
公営住宅	○大阪市内の府営住宅を大阪市に移管	○市内の府営住宅を移管(27年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民負担等の観点を踏まえ、移管条件やスキームについて検討協議 ・ふれあいだより(府営住宅入居者への配布冊子)で周知(9月) ・市営住宅管理システム再構築に係る基本計画の策定業務の委託(11月) ・移管対象財産の現況調査(土地、建物、修繕調査)[~25年度] ・残債算定・家賃収入の試算 ・土地・建物の資産価値の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○府市の協議 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議(管理方針、まちづくり計画) ・移管要綱(府市の役割分担、手順、手続など)の検討 ○各種調査、データ整理、システム再構築 <ul style="list-style-type: none"> ・移管対象財産の現況調査 ・府営住宅情報(財産・入居者)の整理・市への移行 ・市営住宅管理システムの再構築(設計・開発) ○入居者対応 <ul style="list-style-type: none"> ・入居者への説明 	18
文化施設	○府市の文化施設9施設及び動物園の府市による一体運営の可能性と最適な経営形態を指定管理と地方独立行政法人を軸に検討	○地方独立行政法人設立(27年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・経営形態については、次のような視点で、自立的・戦略的経営が期待できる、「地方独立行政法人」を目指す ○大阪の歴史・文化を強みに発信できる経営基盤の確立 ○制度の特性を活かしたサービス改善等による集客力の増進 ○経営改善による公費負担の抑制 ・一体運営の対象施設は、府3博物館、市3博物館、2美術館、1科学館の計9施設とする ・動物園は経営形態を改めて検討 ・上記を踏まえ、年度内に独法化に向けた工程の策定や経営目標の具体化、設立団体の整理及び、関係者との調整・協議を進め基本的方向性を確定させる 	<ul style="list-style-type: none"> ○地方独立行政法人化に向けた準備 <ul style="list-style-type: none"> ・制度設計(評価委員会の設置準備) ・条例等(評価委員会設置条例の改正案など) ・移行・継承準備(土地・建物の測量・登記など) ・議会 (法人定款の議決、大阪市地独法人評価委員会条例の改正) ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望 	19
市場	○府市場は指定管理者制度(H24.4導入)の効果検証	○経営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の業務の実施状況等を評価する外部委員会を設置 	○経営の効率化及び指定管理者制度導入にかかる効果検証	20
	○市市場(本場、東部)は指定管理者制度に移行	○指定管理者制度導入(27年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入について、市場内事業者の方針説明 ・府市場の導入状況を踏まえながら、指定管理者移管業務を精査・検討 	○大阪市中央卸売市場業務条例の改正	
	○市市場(南港)は引き続き検討	○将来コンセプトを踏まえた南港市場の活性化等対応(26年度以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・南港市場の将来コンセプトを示すため、活性化調査業務委託を実施 	○将来コンセプトを踏まえた基本調査・検討	
下水道	○市下水道事業は上下分離・セッション型による運営管理を含めた経営形態の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○(財)都市技術センターを暫定活用した上下分離の実施(25年度) ○新組織設立(26年度) ○民間参画を含めた新組織への移行(27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市下水道事業経営改革の基本方針と実施計画案を策定(12月) ・上下分離手法及び新組織設立に向けた基本検討調査(~25年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営形態見直しに係る実行計画策定及び新組織設立準備 <ul style="list-style-type: none"> ・(財)都市技術センターに市職員を派遣。西部方面管理事務所所管施設の管理運営について包括委託実施 ・同センターに民間参画による経営マネジメントチームを設立 ・新組織設立に関する検討調査 	21
	○府市下水道事業の行政組織のあり方は継続して検討	○実施主体、行政組織の確立(27年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の検討 	○新たな大都市制度実現時の実施主体、行政組織の確定に向けた協議	

類似・重複している行政サービス（B項目）

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
信用保証協会	○府市信用保証協会の統合については、府保証協会に吸収合併 ○統合後の経営ガバナンスは府保証協会主導で行う	○府・市信用保証協会の合併（25年度）	・府市保証協会合併協議会を設置（7月） ・合併協議会の下に部会を設置（資産査定やシステム統合、業務・組織体制、府市財政負担など検討） ・府・市（知事・市長出席）、府・市保証協会による協議を実施 ガバナンスを府協会とする吸収合併方式を確認するとともに、組織体制・安定的な財務基盤のあり方について協議（1月） ・許認可庁との協議、調整	○合併協議会による検討 引き続き、資産査定、システム統合、業務・組織体制のあり方、府市の財政負担のあり方等について検討 ○関係機関との調整 引き続き、随時、許認可庁（金融庁、中小企業庁）との協議、調整 ○合併認可 信用保証協会法等の規定に基づく必要な手続きを経て、年度内を目途に国の合併認可を得て合併完了 ・合併計画（事業計画、収支計画）等の作成と国への申請	23
(公財)大阪府国際交流財団 (公財)大阪国際交流センター	○国際交流財団は存続期間10年間（H34年度まで）とし、その後、広域で必要なものは直営で実施 ○大阪国際交流センターは、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討するとともに、H26年度に施設運営の民営化を実施し自律的運営をめざす	○国際交流財団の存続期間は、34年度まで ○大阪国際交流センターの施設運営の民営化（26年度）と自律的運営	・重複事業について役割を明確化し、事業の整理・見直し（留学生就職支援事業、災害時の外国人支援など）	○大阪府国際交流財団 ・「大阪府国際化戦略アクションプログラム（第1期）」に基づく府と連携した広域事業の強化・実施 ・広域事業基盤としての府内市町村の国際化支援（人材育成・出張相談・防災訓練支援等）、専門人材の育成 ○大阪国際交流センター 各区等と意見交換を進め、基礎自治体の特性に基づいたあり方を検討	24
(財)大阪府保健医療財団 (財)大阪市環境保健協会	○府保健医療財団は、公益財団法人として経営の安定化・自立化をめざす ○市環境保健協会は、一般財団法人へ移行し、自立化を図る	○府保健医療財団の公益財団法人への移行（25年4月） ○市環境保健協会の一般財団法人への移行（自立化）（25年4月）	・両財団及び府市の関係者による検討会を実施（9月～） （両財団における検診事業等の実態把握、連携事業の検討）	○基礎自治体への支援（府） ・検診不足地域への車検診等を引き続き実施 ・がん検診等のデータ分析により、基礎自治体に助言・研修 ○形態の見直し ・府保健医療財団の公益財団法人への移行（25年4月） ・市環境保健協会の一般財団法人への移行（自立化）（25年4月）	25
道路公社	○府道路公社は、ハイウェイオーソリティ構想の実現に向け阪神高速道路株等との統合をめざす ○市道路公社は、早期解散も視野に入れ、市公社のあり方について検討を進める	○阪神高速道路株等との統合を目指す <早期解散を想定した場合> ○三セク債活用の場合年度末解散（25年度）	・国と地方の検討会で阪神都市圏高速道路全体の新たな料金体系を検討 ・当面の取組みとして、維持管理業務等について高速道路会社（NEXCO、阪神高速等）と一体化協議 ・市公社のあり方について、市道路公社経営監視会議で意見聴取し（7月）、早期解散も視野に検討 ・会議の意見を受けて総務省と三セク債について発行条件等の確認（8月）	○高速会社との維持管理業務等一体化の拡大 ○統合に向けた検討、高速会社との協議 ○三セク債を活用した場合、25年度末解散（予定） ※地方財政法により、三セク債は平成25年度までの時限措置	26
住宅供給公社	○新たな大都市制度移行時に市公社が存続できない場合には、市公社を解散することを基本	○新たな大都市制度移行時の市公社のあり方についてとりまとめた方向性に基づき対応（26年度以降）	・両公社で経営改善の取組みを推進。連携策の検討・実施 ・大都市制度移行時の市公社のあり方について課題を整理（年度内）	○24年度の検討結果に基づき、府市民サービスの向上につながる連携策を順次実施 ○大都市制度移行時の市公社のあり方について方向性をまとめる	27

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
堺泉北埠頭株 大阪港埠頭株	○府市港湾事業の統合（A項目）及び大阪港埠頭株と神戸港埠頭株の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭株と（仮称）阪神港埠頭株の経営統合をめざす	○神戸港埠頭株と大阪港埠頭株との経営統合、（仮称）阪神港埠頭株と堺泉北埠頭株との経営統合（27年度以降）	・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積の準備（港湾運営の委任方法、府営上屋売却に係る検討・調整）（堺泉北埠頭株） ・特例港湾運営会社の指定（10月）、公共埠頭の一部運営開始（12月）（大阪港埠頭株）	○堺泉北埠頭株 ・港湾運営会社移行に向けた運営ノウハウ蓄積（効率的な埠頭運営体制、利用者サービスの向上等） ○大阪港埠頭株 ・特例港湾運営会社によるターミナルの一体運営	28
（公財）府文化財センター （公財）市博物館協会	○両組織の比較を踏まえ、発掘調査業務を一元化する ○一元化の手法については、今後、A項目「文化施設」の博物館業務のあり方の検討を踏まえ整理 ○①博物館業務と同一法人②博物館業務と別法人の2案を軸に整理を図る	○市博物館協会の大阪文化財研究所の業務を整理再編（27年度）	・文化施設（A項目）の方向性を「地方独立行政法人」とすることと併せ、府市の発掘調査業務については次の方向で整理 ○大阪府文化財センターの発掘調査事業 広域自治体の発掘調査事業を引き続き担う他、市町村からの要請に応じ、積極的に支援を行う ○大阪市博物館協会の発掘調査事業 「大阪文化財研究所」の業務について、自治体監理へ移行することを前提に、民間活力の導入を図りながら、整理再編	○府として、新たな大都市制度移行後の広域自治体と基礎自治体の役割分担の整理、自治体と公益法人の役割分担の整理を行う ○大阪市の発掘調査事業については、他都市での先行事例等を踏まえて、大阪文化財研究所の業務整理再編を検討	29
（地独）府立産業技術総合研究所 （地独）市立工業研究所	○法人統合により、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設試」をめざす ○法人統合に先行して、経営戦略の一体化と業務プロセスの共通化等を行う	○法人の統合（27年度）	・合同経営戦略会議を設置（11月）し、経営戦略の一体化を図る ・利用企業に対するヒアリング実施（年4回程度）、合同研究発表会の実施（11月、2月） ・統合方針を盛り込んだ各研究所の中期目標の策定等（市は議決済（11月）、府は2月議会へ提出） <議案> ・産技研の中期目標変更議案（府）	○合同経営戦略会議による一体的な業務推進 ○統合のシナジー効果を発揮する取組みの検討 ○「業務プロセス共通化検討WG」での検討 ・機器購入、評価判定、研究テーマ選定、広報、顧客拡大など ○「連携事業検討WG」での検討 ・共通技術相談窓口の設置、支援サービスの料金や手続きの統一など ○地方独立行政法人法等の改正に係る国への要望	30
府立公衆衛生研究所 市立環境科学研究所	○両研究所で共通する分野の検査・調査研究機能を統合した研究所を設置 ○運営形態については、非公務員型の地方独立行政法人化を基本として検討	○地方独立行政法人による統合研究所を設立（26年度）	・統合、独法化に向けた重要事項の決定機関として、府市関係者で構成するTFを発足（12月） ・中期目標の策定に向け統合後の研究所のあり方（選択と集中）を検討 ・市環科研の環境分野については、市において別途検討 <議案> ・新法人の定款案、評価委員会共同設置規約案を提出（府・市）	○府市各議会（9月）に提出する各議案の検討 ・財産承継条例、職員承継条例、中期目標の案 ○法人認可に係る申請協議・認可 ○評価委員会の設置や不動産鑑定、各種システムの構築など地方独立行政法人化に向けた手続き ○法人の人事給与、会計制度等の構築 ○栄養専門学校廃止（26年3月）	31
府立中央図書館、中之島図書館 市立中央図書館	○府立図書館は広域自治体が担い、市立中央図書館は各地域図書館の機能充実が図られるまではその補完機能として基礎自治体が活用（中之島図書館は別途、大阪府市都市魅力戦略推進会議でも検討）	○府市連携事業の拡充、民間委託拡大の検討・実施（25年度～）	・府市連携事業（HPやメールマガジン等広報、企画展示への資料貸出、講座への講師派遣など）の試行 ・府市間の資料搬送の緊密化に向けた検討 ・民間委託拡大の余地の検討	○府市連携事業の拡充 ・共催事業、研修、実習生受け入れ、会場相互利用などの検討 ○資料搬送の緊密化 ・府市間の資料搬送の増便に向けた立案調整など ○民間委託拡大についての検討内容の実施	32
府立体育会館 市中央体育館	○体育会館は、興行・イベント中心の施設として広域自治体が管理運営 ○中央体育館は、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、施設の有効活用を図る観点から、競技大会も可能な施設として、基礎自治体で管理運営	○施設の利用者増及びサービスの向上に向けた取組みを実施 ○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営（27年度）	・難波周辺各施設と連携し、興行・イベントの誘致を促進 ・利用者増やサービス向上を図るため、館内に売店営業事業者を誘致 ・利用者ニーズ等を検証し、施設の規模や配置等の最適化に関する課題を抽出 ・新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について検討	○引き続き運営の効率化の取組みを実施し、定期的に運営状況の進捗管理を行う。 ○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべき体育施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	33

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
府門真スポーツセンター 市大阪プール	○門真SCは、施設構成、利用状況等を踏まえ広域自治体が運営	○施設の利用者増及びサービスの向上に向けた取組みを実施	・次期指定管理者の公募に向けて、メインアリーナの仕様転換の見直し等、更なる運営の効率化を図るための分析、課題整理を実施	○24年度に行った分析・課題整理を踏まえて、次期指定管理者の公募要件・手法を検討	34
	○大阪プールは、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化を図るまでの間、競技大会の開催も可能な施設として、基礎自治体で管理運営	○基礎自治体（新たな体制）による管理・運営（27年度）	・施設の規模、配置等の最適化に関する課題抽出 ・新たな大都市制度移行時の基礎自治体での管理・運営形態について検討	○基礎自治体区割り案を基に、基礎自治体が本来有すべきプール施設の規模・配置等の最適化について検討 ○新たな大都市制度移行後の基礎自治体での管理・運営形態について引き続き検討	
大型児童館ビッグバン キッズプラザ大阪	○キッズプラザ大阪は、H29.3.31までは基礎自治体が契約を継続せざるを得ないが、以降の施設運営のあり方については、自立的経営等の観点から検討を行い、具体策が見いだせない場合は廃止	○キッズプラザ大阪の新たな運営主体についての検討（27年度）	・料金体系の見直し、民間ノウハウの活用等の検討（市） ・広報・企画事務等の工夫の検討（HPリンク、広報物の共同PR）（府・市）	○料金体系の見直し（市内・外、府内・外居住者間の料金に差を設ける等）（市） ○外部委託等民間ノウハウの活用による補助金縮減（市） ○広報・企画事務等の工夫（可能なものから順次実施）（府・市）	35
府立国際会議場 インテックス大阪	○両施設は機能等が異なり統合になじまないが、MICE機能強化に向け、事業展開のあり方、集客力向上方策等を検討	○府・市・両施設の運営者及び関係団体によるプロモーション等の実施（25年度～）	・府、市、OCTB、両施設運営事業者の4者による＜連絡会議＞の設置（8月） ・府、市、両施設運営事業者及び関連団体による連携方策の検討（12月）	○誘致ターゲットに関する、 ・プロモーションの実施 ・開催プランの活用・PR ・施設利用の共同案内	36
	○インテックス大阪の運営に関して、25年度から競争性を導入	○新たな運営方法への移行（25年度）	・インテックス大阪の運営事業者の公募開始（11月）	○新たな運営方法への移行	
子ども青少年施設 〔青少年野外活動施設〕	○林間系は、府の施設は少年自然の家を存続し、市の施設は伊賀を廃止し、信太山は当面存続 ○海洋系は、府立青少年海洋センターの存続（びわ湖の廃止）を基本的に検討	○伊賀、びわ湖の施設廃止（25年度） ○存続施設の利用率向上に向けた取組みの実施	・伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家の廃止方針を決定 ・廃止施設の課題整理や関係者との調整開始（7月～） ・存続施設の利用率向上に向けた検討開始（7月～）	○伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家 ・廃止に向けた条例改正 ・処分の方針の検討 ○少年自然の家、青少年海洋センター、信太山青少年野外活動センター ・利用率向上に向けた取組み ・びわ湖青少年の家利用者へのPR（海洋センター）	37
府立障がい者交流促進センター （ファインプラザ大阪） 市障がい者スポーツセンター	○ファインプラザ大阪は競技スポーツの振興拠点として広域自治体が管理運営（指定管理者制度を導入） ○長居・舞洲障がい者スポーツセンターは基礎自治体の役割とするが、新たな基礎自治体単位での運営は困難であり、広域的な連携により管理運営	○府：指定管理者による運営開始（25年度） ○市：長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議、結論（26年度）	・ファインプラザ大阪の指定管理者の指定議決（12月）（府） ・舞洲障がい者スポーツセンターの宿泊施設における就労支援事業の実施、利用料金制導入などについて検討（市） ＜議案＞ ・就労支援事業の実施及び利用料金制導入に伴う条例の一部改正（市）	○大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪） ・指定管理者による運営開始 ○大阪市障がい者スポーツセンター ・宿泊施設の新たな運営方式による事業開始 ・宿泊施設の効率的な運営について検証 ・長居・舞洲の管理運営にかかる周辺自治体との連携協議 ○障がい者スポーツに関する役割、機能の整理、結論	38
（公財）大阪産業振興機構（マイチームおおさか） （公財）大阪市都市型産業振興センター（産業創造館）	○中小企業支援において相乗効果を発揮できるよう、大都市制度移行時に両法人を統合する ○施設は、法人が担う役割、利用者ニーズ等を見極めたうえで中核拠点の一本化も含めた最適化を図る	○法人の統合（27年度）	・ワンボードマネジメント準備チームの設置（10月） ・法人統合に向けた課題・手続等の抽出、整理⇒作業チームを設置（12月） ・当面の連携事業の検討・実施（施設の利用促進等） ・両法人の理事会（3月）でワンボードマネジメント組織設置に関する了承	○ワンボードマネジメント組織の設置 ・戦略、目標の共有化、事業（施設を含む）の連携や共同化 ・法人統合を見据えた両法人の事業のあり方、課題の検証 ・法人統合にあたっての組織、財源等諸課題に係る協議・調整	39

項目	基本的方向性	実現時期等	平成24年度 取組み及び到達点	平成25年度 取組み	ページ
ドーンセンター クレオ大阪	○ドーンセンターは、専門的広域的 事業の実施、基礎自治体業務を支 援・補完する施設として広域自治 体機能を担う	○総合評価一般競争入札による事 業者選定の結果を踏まえ、広域 自治体事業を実施(25～27年度)	・新たな事業者選定に向けて広域自治体としての事業内容を精査	○総合評価一般競争入札による事業者選定の結果を踏まえ、広 域自治体事業を実施	40
	○クレオ大阪は市民密着型事業の拠 点施設として基礎自治体の機能を 担う。5館体制の集約化を図る	○5館体制の集約化(26年度)	・クレオ大阪において実施すべき基礎自治体としての事業内容を精査	○26年度以降の実務の円滑な推進に向けた制度設計及び条例 改正等を実施	
府立高校 市立高校	○新たな大都市制度移行時にあわせ て広域自治体に一元化	○広域自治体に一元化(27年度)	・「府立高等学校の将来像検討専門部会」(有識者会議)の審議結果を報告書 として公表 ・クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成(9月)し、府市それ ぞれで現状把握を実施	○大阪府立・大阪市立高校すべてを対象とする再編整備の方針 を策定 ○移管に向けて個別課題(教育内容、財政面、組織、人員面) の方向性を決定。移管に向けた準備事務に着手	41
府立支援学校 市立特別支援 学校	○新たな大都市制度移行時にあわせ て広域自治体に一元化	○広域自治体に一元化(27年度)	・府市それぞれにおいて、新校整備完了(26年度末)に向けた準備事務を 実施 ・クリアすべき課題ごとの実務担当者チームを編成(9月)し、府市それ ぞれで現状把握を実施)	○移管に向けて個別課題(教育内容、財政面、組織、人員面) の方向性を決定。移管に向けた準備事務に着手 ○新校整備(H25.4開校) 府：摂津支援学校、とりかい高等支援学校 市：東住吉特別支援学校	42
府こころの健 康総合センター 市こころの健 康センター	○新たな大都市制度移行時に広域自 治体に一元化を図る	○両センターの統合(27年度)	・相談窓口業務についてホームページの統一化に関する協議 ・実務担当者会議を設置し、研修事業の25年度からの一元化に向けテーマ や実施方法について協議(10月～) ・救急医療運営委員会の一元化について協議(12月～)	○両センターの役割・連携協議 ・夜間救急診療業務、昼間診療業務など府市の事務分担を明 確化 ○両センターの機能分担の検討 ・救急医療運営委員会の一元化、救急医療体制の整備の検討 ○印刷物の共同発注や専門研修の一元化	43
府犬管理指導 所 市動物管理セン ター	○保健所設置市に設置義務があるこ とをふまえて、新たな大都市制度 移行時に基礎自治体が担う業務、 施設の管理運営方法を明確にする	○新たな大都市制度移行後の事 業・施設運営体制移行(27年度)	・「府市統合に向けた事業連携検討委員会」を設置し、犬ねこの譲渡や動物 愛護推進員活動の支援などの具体策を協議(8月～) ・動物取扱業及び特定動物飼養施設の取扱いについて、業務の位置づけを 協議(4回協議)	○事業連携 ・府市間で調整が終了した事案については、順次開始 (犬ねこの譲渡、動物愛護推進員研修会の開催等) ○施設の管理運営方法の検討 ・基礎自治体の運営形態(水平連携型、広域保持型)の精査	44